

## ライプニッツの初期アカデミー構想について

### —*Theoria cum praxi*の哲学的背景<sup>1</sup>—

今野 諒子

#### 序

1700年7月、ライプニッツはベルリンの諸学協会の会長に就任した。ライプニッツは、生涯にわたり、アカデミー<sup>2</sup>の設立によって「共通善」の促進を企図しており、その特徴は、「実利的、博愛的」なものであったと指摘されている<sup>3</sup>。発明や発見による人々の生活の向上、貧困や病苦の軽減によって、国民の幸福へ寄与することを目指し、「実践を伴う理論（*Theoria cum praxi*）」を掲げていたのである（『諸学と諸技芸の協会を設立する構想』、A IV, 8, 426 ; K-II, 3, 484）。

しかし、そこでライプニッツが目指したのは、特定の国家や社会への貢献だけではない。アカデミーの運営と活動により、「神の名誉と隣人への奉仕に役立つ事から」が多くもたらされると見込まれていたのである（前掲書、A IV, 8, 427 ; K-II, 3, 487）。国家—人類—神を含むその構想は、今日的視点からは途方もなく壮大な計画と思われる<sup>4</sup>。一体なぜ、ライプニッツは「実践を伴う理論」を掲げながら、これほど広範な構想を抱いたのだろうか。

本論では、初期ライプニッツのアカデミー構想へと遡り、彼のアカデミー構想で示される「実践を伴う理論」の意味を明らかにしたい。そのため、「神の名誉と隣人への奉仕」という後年のアカデミー設立の大義と共通点が多く見られる『諸々の技芸と学の興隆のための協会をドイツに設立する提案の概要』（1671）（以下、『概要』と略記する）を取り上げ、自然哲学者の役割に焦点を当てる。アカデミーの成員には、自然哲学者以外の道德哲学者や政治家も含まれるが、ライプニッツが神や人類への貢献を企図した際、自然に対する知識の拡張に加え、技術を人々の生活の向上へ役立てることを全面に打ち出しており、自然哲学者の活動には「実践を伴う理論」のより具体的な意味を理解するための手がかりがあると考えられるからである。

ところで、『概要』と同年に執筆された別のアカデミー構想<sup>5</sup>では、アカデミー設立の大義は影を潜め、他のヨーロッパ諸国への対抗意識を基調とし、ドイツ国

内で十分に活用されていない化学・医術・天文学等の学問上の発見に言及されるほか、諸技術の発展のために、商業・手工業・教育・司法の改善が具体的に説かれている。このように、1671年当時、ライプニッツが提起したアカデミー設立案は、構想段階であるという条件をさし置いても、いかなる仕方で国家ばかりでなく、人類そして神に貢献可能なのかが一義的な仕方で論じられているとは言い難い。また、ライプニッツのアカデミーそのものへの関心についていえば、ライプニッツは、既にヨーロッパ各地の諸アカデミーの情報収集のためのネットワークを構築し、経験科学の受容にも取り組んでいたことが知られている<sup>6</sup>。それに加え、実際の完成度についての信憑性は疑問視されるものの、ライプニッツは計算機の発明に取り組み始め、自身の四則演算が実行可能な「生きた」計算機が、商業・軍事・測量・天文学へ役立ち、人間の労を軽減すると主張していた（『ヨハン・フリードリヒ公宛書簡』（1671年10月後半），A II, 1, 262）。数年後には、イギリスのロンドン王立協会、フランスの王立科学アカデミーとの交流手段として、自身の発明品を持ち出そうとしていたことが知られている<sup>7</sup>。

このように、ライプニッツが初めにアカデミー構想を打ち出した際、その射程の幅広さ、構想そのものの複数の傾向性、自国の君主と他国のアカデミーの両者を見据えたライプニッツ自身の戦略といった事情から、「神の名誉と隣人への奉仕」というアカデミー設立の大義を字義通りに推し測ることは容易ではない。

そこで、以下、本論1では、予備的考察として、『概要』と同時期の法学論で論じられた「愛」の概念を取り上げる。ライプニッツは、いかにして自己の関心を離れて、他者を愛することが可能なのかを問う。そこに見られる道徳的な実践には、特定の個人への愛着を超えた普遍性への志向が含まれており、『概要』で主張される「隣人への奉仕」の雛形として解釈することができるだろう。それを受け、本論2では、『概要』における自然哲学者の定義を確認し、「自然」とともに「技術」を対象とする彼らの特性から、どのようにアカデミーの大義に即した役割を果たすことができるのかを検討する。そして最後に、自然哲学者の探究における「実践を伴う理論」は、予備的考察で示した道徳的意味での実践をふまえることで、意義を持ちうることを示す。

## 1. アカデミー設立の大義—神の名誉を讃え、隣人へ奉仕すること—

### 1.1 『自然法の諸基礎』における「愛」の概念

『概要』と同時期に執筆された『自然法の諸基礎』第四草稿において、ライプ

ニッツは、法学において取り組まれるべき問いとは、次のようなものであると主張している。すなわち、「もし個々人が、反省（*reflexio*）によって増幅された善が、あらゆる人々の元へ戻ってくることを望むのなら、どの程度まで、個々人は、あらゆる人にとっての善に譲歩すべきなのか」（A VI, 1, 460）という問いである。これに対するライプニッツの法学での回答を詳らかにすることは、本論の範囲を超えているため、本論の主題との関係から、ライプニッツが思索の過程でたどった「愛」の概念の定義の変遷に着目したい。考察の便宜上、予めライプニッツの立場を示すと、自己の関心を離れて、他者を愛することが可能である場合に、ライプニッツは自他の関係の根底に、反省による善の増幅を読み取っている。

まずライプニッツは、各人が自己の善のために行なわなければならないという前提を保持しつつ、自己の善のために、他者へ善行をなすことの可否を検討する。ここで、ライプニッツは自己の善と他者の善を含む「愛」の定義を与えることで、一応の解答を試みる。

「もし自己の善のためでなければ、故意に、何かをする人は誰もいない。なぜなら、我々は、愛する人の幸福から得られる喜び（*delectatio*）のために、彼らの善をも探し求めるからである。愛することとは、他者の幸福に喜びを見出すことである。」（前掲書、A VI, 1, 461, (3)）

しかし、ライプニッツの探求はさらに続く。愛を「他者の幸福から得られる喜び」と定義した場合、自己のために他者の幸福を追い求めることになりはしないだろうか。自己の関心に基づく行いは、他者の幸福に寄与するのとは反対に、他者の不幸へ転じる恐れもある。他者の善を他者のために求めるのであれば、「欲徳ずくめの愛（*amor mercenarius*）<sup>8</sup>」が生じることが危惧されるからである。例えば、何の苦労もなく、哀れな人の苦しみを取り除くことができる場合に、その助力に対する報酬がないために、その人を見捨ててしまうということが生じる（前掲書、A VI, 1, 463, (5)）。

そこでライプニッツは、我々が他者の善を欲する場合に、一方で「我々自身の善のために」そうする場合と、他方で「まるで我々自身の善であるかのように」そうする場合とを区別する。前者では、「欲徳ずくめの愛」に見られるように、計算に基づき、「主人の召使に対する愛着」の関係が見られるが、後者では、「父の息子に対する愛着」の関係が見られるという（前掲書、A VI, 1, 464, (5)）。前者を退け、後者が追求されるのは、次の場合である。

「他者の善が心地よい(jucundum)時、それ自身が目的で、それ自身のために探し求められると言おう。なぜなら、心地よいものはみな、それ自身のために探し求められるのであり、何であれ、それ自身のために探し求められるものは心地よいからである。」(前掲書、A VI, 1, 464, (5))

ライプニッツにとっての「愛」は、他者の幸福から得られる喜びと定義されたが、それを知覚しただけでは、自己の関心に基づくものなのか、それとも非利己的な本性を持つものなのかが区別されない。他者の善は、それ自体が何ら他の目的に従属するのではなく、それ自身のために探し求められる。また別の箇所で、「幸福」は「人格の最善の状態」と定義されており(『自然法の諸要素』第五草稿、A VI, 1, 466)、愛の定義(「他者の幸福から得られる喜び」と併せて考察すれば、「他者の善」とは、その人格の完成と解釈できるだろう。ライプニッツの幸福の定義にはまた、自己の幸福もまた含まれる点に留意したい。「自己自身の善の格別な感覚」や「自己についての最上の考え」もまた、幸福に含まれる(『自然法の諸要素』第六草稿、A VI, 1, 483)。従って、ライプニッツは、あくまで自他の二性を保ちながら、相互に善を享受し合う関係を措定している。ライプニッツは、自他の関係が一元的になるような場合を「愛」と認めていないのである。

ところで、これまで概観したライプニッツの「愛」の定義には、「喜び」・「心地よさ」といった感性的認識から切り離されない側面がある。それは、「視覚の上での心地よさ」といった身近に感じられる美しさだけでなく、既述したように他者の人格についても言及され、道徳的な意味も持つ。ライプニッツにとって、これらはすべて、「調和の感覚」(『自然法の諸基礎』第六草稿、A VI, 1, 484)へ帰される。「調和」とは、相異なる複数のもの、多様なものを同時に内包しつつ、それらが統一されたものへと帰着することを指し、「同一性により均衡の取れた多様性」と定義される(前掲書、A VI, 1, 484)。例えば、陰影が絵画を、不協和音が歌曲を引き立てつつ、均斉の取れたものにする場合である。(前掲書、A VI, 1, 485)<sup>9</sup>。ところで、フレデリック・ド・ブゾンが指摘するように、ライプニッツにとっての調和とは、相異なるものが並列されただけの状態ではない。そこに含まれるものの多様性の程度に従い、調和の程度もまた大きくなる<sup>10</sup>。

ここで、他者の善に対する「喜び」・「心地よさ」に戻り、「調和」の道徳的な意味を考察しよう。ライプニッツは、「鏡」の比喻によって、自他の関係を以下のよう捉えている。

「知恵のある人で、賞賛を求めなかった人がいた試しはない、なぜなら彼は調和を求めるからである。しかし賞賛というものはあたかも調和の何らかの反響か、あるいは反射や増幅のようなものである。もし神が世界において理性的な被造物を持たなかったとしても、同じ調和は持っていたであろうが、しかしそれは増幅されなかつただろう。また同じ美しさををも有しただろうが、それは反射と屈折もしくは多様化をもたなかつただろう。こうして神の叡智は理性を備えた被造物を求めるのであり、その理性的被造物において、諸事物は多様化するのである。結果として、一つの精神は、鏡、またはディオプトラ、あるいは可視光線が収束する任意の点における、ある世界のようなものである」(『自然法の諸要素』第二草稿、A VI, 1, 438; K-II, 2, 70-71 一部改訳)

フラネスコ・ピーロによれば、「称賛」は理性的存在者の自己充足を高め、未だ友愛によって結ばれていない人々へ善行をなす動機づけとなる。権力者の場合には、自身の権力を他者の利益へと還元する場合にのみ、「純粋な栄光」が獲得される。ライプニッツにとって、それは自己愛に基づく行いではなく、公共善へ寄与することの動機づけになっているという<sup>11</sup>。称賛による善行への動機付けという点に異論はないにせよ、この説明のみでは、自己と他者が互いを映し合う関係に、ライプニッツが多様性や調和の増幅を読み取ったこと理由は説明されない。なぜなら、ある特定の人物を、一義的な仕方では称えるような人間が複数存在する場合でも、同じく善行を促進することが可能だからである。

特定の個人の善に限った場合はどうだろうか。自己利益を追求したり、自身にもたらされる損害や生存に関わる災難を回避する際には、他者の利益の欠如、または他者に生じうる損害や災難との均衡が問題となる<sup>12</sup>。そこでは、「自己自身の善の格別な感覚」を抱く場合でも、他者の利害が不可分に入り込んでいる。ライプニッツが鏡の比喻で語った理性的存在者とは、このように自他の善を比較考量する存在者のことである。自己の善には他者の利害が反映されているため、そこに含まれる相対立する要素が調和を生み出し、多様性の度合いに応じて調和が増幅するのである。

さらに、ライプニッツは、「愛」の定義において、特定の他者への愛を基点にしつつも、自他の二元性をも超えた普遍性を追求することを試みている。『自然法の諸基礎』第五草稿では、「善き人とは、あらゆる人を愛する人のことである」と定義されている。そして、善の認識にとって重要な役割を果たすのは、対象を「完

全に知ること (pernoscere)」であり、それは対象の「内奥を見通すこと (intima legere)」である。それは、ラテン語の「理解する (intelligere)」に相当するという (A VI, 1, 466)。ライプニッツはまた、「いかなる人も、思慮深くなければ、つまり普遍的な仕方ですべて [対象を] 完全に知ることがなければ、何も完全に知ることはない。」 (A VI, 1, 466) と主張している。自己と特定の他者の善を比較考量する場合には、善悪の配分が正しく行われるよう義務付けられている国家や社会の範囲内での考察にとどまる (『自然法の諸要素』第二草稿、A VI, 1, 442; K-II, 2, 80)。しかし、ライプニッツが「良き人」の「愛」に言及する際、善の考察の射程は、自他の関係と自己が義務を負う国家の範囲を超え、人類全体、そしてそれを含む宇宙全体が射程に入れられる<sup>13</sup>。善き人は、自己を含む「全人類の幸福に喜びを感じる人」であり、「全人類の幸福の調和を感じる人」である。そして、「全人類の幸福に、多様性による均一のとれた同一性を感じる人」のことである (『自然法の諸基礎』第五草稿、A VI, 1, 477)。ここから伺われるのは、特定の個人の幸福も、全人類にとっての幸福、すなわち公共善との均衡において成立するということである。

## 1.2 アカデミー構想における「愛」の概念

前節を踏まえ、『概要』における「愛」の定義を挙げてみよう。

「愛は他人の美しさまたは優秀さを考察することからくる精神の喜びである。すべて美は調和と均衡において成立する、たとえば心の美しさを、あるいは知性を持つ諸事物は、知性と力の比例において成立する。このことは、この世界においても正義と秩序と功德の基礎であり、それどころか、各人は自分が為し能うことを理解し、自分が理解するだけを為し能うという、共和国の形相の基礎である。」 (A IV 1, 531; K-II, 3, 311-312)

ここでまず注目したいのは、他者の美しさや、知性と力の均衡のゆえに他者を愛することは、正義を基礎づける普遍的な道徳的原理となっている点である。前節で、「愛」の概念は、その理念において、愛する対象を完全に知ることを含意し、対象を含む人類全体、そして宇宙全体を射程に含むことを確認した。これに加え、「愛」の概念はまた同時に、「共和国の形相」を基礎づける、より実践的な原理でもある点にも留意したい。ライプニッツは、アカデミーによって、特定の国家や社会への貢献にとどまらず、「神の名誉を讃え、隣人へ奉仕すること」を企図して

いたが、その構想には、ここで着目した「愛」の概念の理念的部分と実践的部分が含まれているのである。

ライプニッツは『概要』で、知性と力の均衡に基づいて、一種の人間の社会的分類を試みている。アカデミーの全構成員は、両者の間に均衡が保たれていることを前提とし、権力が最大限に与えられている人物が理想的な君主とされる。その一方で、知性は与えられていても、権力が最小限にしか与えられていない人々として、アカデミーの成員が存在する。アカデミーでは、理知的な君主を頂点に、祈禱師や司祭<sup>14</sup>・自然哲学者・道德哲学者や政治家らが配される。

ライプニッツにおいて、道德や政治での実践と、アカデミーでの実践が関連していることは、彼の「公」の意味を付け加えることで明らかになるだろう。ライプニッツにとって、「公」とは、特定の共同体や国家よりも広く、神の下に人類を、その下に国家を、そして最後に個人を配する階層構造をなす（『法学を学習し教授する新方法』第2部 第14節、A VI, 1, 301 ; K-II, 2, 28）。アカデミーの成員らは、各自の役割に沿って国家や社会に貢献することを求められると同時に、各自の立場から愛に基礎付けられた正義の実践、すなわち「対象を完全に知る」ことに努め、人類への貢献が求められる。ライプニッツには、その行いによって神を讃える意図があったのである。以下では、ここまでの議論をふまえ、自然哲学者の役割を考察していきたい。

## 2. アカデミーにおける自然哲学者の役割

### 2.1 自然哲学者の定義

ライプニッツは、アカデミーにおける「哲学者」一般を「自然と技芸に新しい調和を発見し、神の全能と全知を可視的に感得させる人々」と定義している（『概要』「草稿1」15、A IV 1, 534; K-II, 3, 317）。重要なのは、たとえ道德哲学者や政治家であっても、「自然の驚異」を感得していなければ、社会での務めを果たすことができないというライプニッツの確信である。この前提を確認した上で、自然哲学者の役割を見てみよう。

「創造主を讃え隣人を利する良き意図とともに、経験であれ十分に根拠づけられた調和であれ、自然または技術（Kunst）の素晴らしい驚異を発見し、いわば事実そのものによって（*ipsis factis*）神を崇敬し詩にうたう人々である。」

（『概要』「草稿1」18、A IV 1, 534-535 ; K-II, 3, 318）

上記引用に、アカデミーでの自然哲学者の役割を更に深く理解するための三つの要素を認めることができる。すなわち、(1)「創造主を讃え隣人を利する良き意図を持つこと」；(2)「自然または技術の驚異」を発見すること；(3)「事実そのもの」によって神を崇敬することである。(1)については、既に見てきたように、理性的存在者が、相互に善行を行うことで神を讃えることを意味する。それに加え、自然哲学者に固有の仕方では神を讃える方法があるのだとすれば、(2)と(3)の意味から理解されよう。以下では、自然とならび、技術もまた自然哲学者の探究の対象とされる理由を理解するために、ライプニッツの技術概念を概観する。それを踏まえ、本論末尾で、「事実そのもの」によって神を崇敬することの意味を示したい。

## 2.2 初期ライプニッツの「技術」の概念

ライプニッツは、『普遍的記号法に向けた予備的作業。諸定義の一覧表』（1671年後半から1672年春(?)）で、自然と人工との対比から、「技術（Ars）」を以下のように定義する。

「自然的なものとは、何であれ運動と静止から生じるものである。なぜなら、自然は、運動と静止の原理だからである。または、[自然的なものとは、] 何であれ経験、またそうでなければ、推論に合致するものである。[...] 人工的なものとは、その根拠が物体においてではなく、我々において示されるものである。自然は、宇宙の習わしである。技術とは、自然に対する人間の力能である。」(A VI, 2, 494)

ライプニッツは、ここでアリストテレスの自然の定義<sup>15</sup>を踏襲しているように見えるが、実際には、物体に内在する目的や作用の原理を意味しているのではない。この時期、ライプニッツが試みたのは、デカルトに倣った還元主義に依拠し、物体の「大きさ・形・運動」の三つの属性に従って自然現象の把握をに努めることであった。師のトマジウスへ宛てた一連の書簡において、アリストテレスに由来する質料形相論を、デカルト派の機械論哲学と調停させることを試み、ライプニッツ自身は後者に属する事を宣言している<sup>16</sup>。この文脈において、物体の本質は、「空間の内にあること (esse in spatio)」(『化体について』、A VI 1, 508, I. 3.) とされ、場所の変化としての運動を繰り返すなかで、物体は特定の大きさと形を持って空間を占めている。自然が運動と静止の原理であることの意味は、物体の生

成が、まさにこの過程でのみ把握されるということなのである。

また、上記の定義に、古代ギリシア以来の「技術」、すなわち人間の有用性のために自然物を加工するという意味での「技術」の概念<sup>17</sup>をそのまま読み取るべきだろうか。ライプニッツにとって、「技術」も自然と同様に驚異の対象になることについては、上記引用に追記されたライプニッツの注が示唆に読む。すなわち、「自然は繊細な技術であるが、技術は粗野な自然である。」(A VI, 2, 494) この対比は、後にライプニッツが、「自然の機械」すなわち、神の知恵が創造した「諸々の機械的仕組み (mechanismes)」と、有限な精神が造った機械とを比較し、その差異が程度の上でのものではなく、類におけるそれであると主張した<sup>18</sup>ことを予見させるように思われる。ここでは、ひとまず、技術の意味として、自然の模倣という点をおさえておこう<sup>19</sup>。

技術をこのように捉えると、上述したライプニッツの機械論的な自然把握は、具体的に、梃子または天秤・くさび・旋盤の車軸・ネジ・滑車等の機械学での諸々の「基本的な機械」(『自然学新仮説 (*Hypothesis physica nova*)』A VI, 2, 228, §19) に依拠していたことが窺われる。その一方で、ライプニッツは、自然現象が決して機械論のみで説明し尽くされるとは考えていなかった点にも留意する必要がある。ライプニッツは、宇宙の生成の原理に即して我々の五感へ現れる自然現象を説明することを試みている。そこでは、この宇宙に充満するエーテルの回転運動(前掲書、A VI, 2, 249, §58) に起因する「重さ」と「弾性」の組み合わせから、あらゆる可感的な自然現象の説明が試みられ、機械学では扱うことが困難な衝突運動における跳ね返り等の現象が扱われる(前掲書、A VI, 2, 231-232, §23)。この説明は、ライプニッツの「技術」の概念の理解にとって重要である。なぜなら、技術は自然の模倣であるので、より複雑な可感的な自然現象もまた、模倣の対象となるからである。エーテルの回転運動に由来する「重さ」や「弾性」そのものは知覚され得ないが、より複雑な機械が製作されれば、我々人間の自然に対する知解可能性を高めることが期待されるのである。まさに、それを象徴するのが「時計」である。

『概要』や『自然学新仮説』が執筆された当時、ライプニッツにとっての「時計」は、一方で機械としての対象そのものを指し、他方でこの世界全体の仕組み、神の行いそのものを象徴するメタファーとしての機能を担っていた。前者は、「重さ」に依拠して、次のように説明される。すなわち、時計内部の錘のもつ「重さ」は、梃子・歯車・滑車・ネジによって遅らされることで調整される。これらの道具が、耐久性をもち、恒常的で、かつ正確であることに加え、錘の持つ「落下の

勢い」が消尽されない場合に、時計は機能すると考えられる（前掲書、A VI, 2, 250, §58）。

他方、メタファーとしての時計は、自然法則の発見の文脈で、自然現象の非可視的な部分、ライプニッツの言葉では「諸事物の内奥」を指す。自然の諸事物の本性が、有限者である人間に一度に開示されず、また、その対象を操作する原理も与えられていない場合に、特定の自然現象の原因が、可能的なものとして類として措定される。こうした「仮説」が帰されるのが「時計」である（『物体的事物の本性についての現象に基づいた論証の試論』「第一草稿」、A VI, 2, 300）。

ところで、ハンス・ポーザーは、ライプニッツのアカデミー構想における技術知が、単に理念上で補助的に働くのではなく、人間と世界の関係、そして世界の理解における構成要素を担っていると主張している<sup>20</sup>。ポーザーは、主に『モノドロジー』を中心とする後期ライプニッツのテキストに依拠して議論を展開しているため、本節で概観した初期ライプニッツの機械の概念や世界の理解を前提としていない点に注意する必要がある<sup>21</sup>。しかし、これまで見てきたように、ライプニッツが、初期の思想において、複雑さの程度に関わらず、機械を自然現象の生成と相即的に構想している点が認められる。それに加え、技術は、自然の非可感的部分や、人間には探求の及ばない部分について知解可能性を段階的に高めることに寄与するという意味で、世界の理解の構成要素となっていると言えよう。

今ひとつ、アカデミー構想の観点から重要なのは、技術を発展させることの目的である。この点について、同じくポーザーは、その目的を公共の福祉の増進、そして各人の生と他者の生の間の調和を増大させることにあると主張している<sup>22</sup>。ここでもまた、ポーザーの依拠するテキストと、本論で依拠するテキストでは年代が異なるため、ポーザーの指摘をライプニッツの初期思想に読み込むことには注意が必要である。しかし、『概要』におけるアカデミーの成員は、各自の役割に沿って国家・社会へ貢献することに加え、各自の対象を完全に知り、人類へ貢献する役割も期待されていた点に鑑みれば、自然の模倣としての技術を発展させる目的は、特定の国家・社会にとどまらず、人類という意味での「公」の福祉の増進にあったと言えよう。

## 結語

これまでの考察をふまえて、最後に、アカデミーでの自然哲学者の役割のうち、「事実そのもの」によって神を崇敬する」ことの意味を明らかにしたい。示唆に

富むのは、ライプニッツは、すぐに利益に結びつき、人々の生活に役立つ「実用的な技術 (die realen Künste)」に加え、すぐに利益に結びつかない技術へも特別な関心を払っていることである。例えば、自然哲学者の新しい真理や実験、または定理には、「測り知れず最も高価なダイヤモンドよりも価値がある」(『概要』『草稿 1』 20、A IV, 1, 535; K-II, 3, 319) ため、すぐに利益を生み出すものと同等の価値を認めて、それらを保存すべきであると主張する。ライプニッツにとって、自然哲学者の仕事は、直近の利益を満たすか否かに左右されない側面がある。

また、自然哲学者の仕事は、直近の利益に結びつくか否かという基準の他にも、技術上の条件に依存している側面もある。ライプニッツが、技術者のための学校の設立や、実験と発明のための施設の整備を強く望んだのも、そうした制約を認識していたからであろう<sup>23</sup>。「実用的な技術」の場合には、技術の発展が伴えば、「実践を伴う理論」は見込まれるだろう。しかし、直近の利益に結びつかない技術や知識や発見にとっては、「実践を伴う理論」は望むことのできない理念ではないだろうか。

自然哲学者らが提示する「事実そのもの」が、それでもなお保存されるべきほどの価値を持つのは、彼らの経験が、他の人々の一般的な経験とは明らかに差異が認められるからである。無論、自然哲学者の経験の対象と、他の人々の経験の対象は同一であるが、前者は「注意が伴えば、他の人々が顧みなかったものを感じ覚する」(『ニゾリウスへの序文』、A VI, 2, 413)。例えば、化学者や医者による新しい物質の発見などがこれに相当する。

自然学者らが「事実そのもの」を提示しても、それが役立てられる場合の利益の受益者は、必ずしも同時に存在するとは限らない。ライプニッツにとって、このような新たな発見や真理は、直近の利益に結びつかなくとも、人類の利益に寄与するという意味での実践へと向けられている。ライプニッツが、このような発見や真理に価値を見出していたのは、自然哲学者もまた、「善き人」として、対象を「完全に知り」、その「内奥を見通す」ことで、人類に貢献することが、神を讃えることにつながるという信念に裏付けられていたからである。

<sup>1</sup> 本論の元になった考察は、日本哲学会、第 80 回大会での口頭発表「ライプニッツにおける「進歩」について：技術・学問・幸福の関係を手がかりに」(2021)である。また、本研究は JSPS 科研費 JP19J01662 の助成を受けたものである。

<sup>2</sup> 本論では、ライプニッツが 1671 年に起草し、1700 年に会長に就任したベルリンの諸学協会を指す用語として、ライプニッツの著作の題名や本文中の引用では原文に従い「協会」を用いる

が、他は便宜上「アカデミー」を用いる。

<sup>3</sup> エイトン（1990, 361）

<sup>4</sup> 「神の名誉と隣人への奉仕」というアカデミーの大義は、ライプニッツ独自の発想ではない。時代を遡れば、既に16世紀の高級職人や技師などが、自らの仕事の正当化の根拠として、「神の栄光と公共の利益」に訴えていたことが知られている（ロッシ 1989, 87）。しかし、ライプニッツの目的は、特定の職能集団の職業倫理を説くことにあったわけではない。その射程は、理性的存在者全体を含む。

<sup>5</sup> 『諸々の技芸と学の興隆のためのアカデミーまたは協会を設立するための諸提案』（A IV, 1, 543 f.）

<sup>6</sup> Cf. Wahl (2019)

<sup>7</sup> 1673年にロンドン王立協会で、1675年にフランスの王立科学アカデミーで公開した。この点については、エイトン（1990, 74 ; 84）を参照。

<sup>8</sup> 後年、ライプニッツは『国際法資料集成』序文（1693）で、『自然法の諸基礎』と同様の「愛」の定義を掲げ、「いかにして希望、恐れ、あるいは自分の利益へのいかなる顧慮からも切り離された非利己的な愛が存しうるのか」という問題を解決したと述べている（A IV, 5, 61; K-II, 2, 362）。邦訳では、*amor non mercenarius* が「非利己的な愛」と訳されている。本論では、初期の『自然法の諸基礎』から晩年に至るライプニッツの関心の連続性を示すため、長綱（2011）に従った（同書、122を参照）。「純粋愛」の存否をめぐるフェヌロンとボシュエの間で繰り広げられた「静寂主義論争」（1697-1699年）とライプニッツとの関わりについては、本論の考察の対象ではないため、立ち入らない。Cf. Naert (1959) ; Reily (1996, 144f.) ; 長綱 (2011, 119f.)

<sup>9</sup> ライプニッツの「調和」概念の思想史的背景は、本論の考察の対象ではないため、立ち入らない。また、紙幅の関係上、参考文献への言及も割愛する。

<sup>10</sup> Cf. De Buzon (1995, 100-101)

<sup>11</sup> Cf. Piro (1999, 163)

<sup>12</sup> 『法学を学習し教授する新方法』での、法学における正義の三段解説が前提とされている。このうち、自他の間での「善悪の配分」を考察するのが特殊的正義としての「衡平」である（cf. A VI, 1, 456）。これには損害賠償や、他者を助ける場合に伴う自己や第三者に及ぶ損害や災難についての考察が含まれており、その詳細に立ち入ることは本論の範囲を超えているため立ち入らない。

<sup>13</sup> 「完全に知る (*pernoscere*)」という概念を含む『自然法の諸基礎』の草稿の読解に際し、Robinet (1994, 59) , Rateau (2008, 89-90) , Glowienka (2016, 25-27) から多くの教えを受けた。

<sup>14</sup> ライプニッツは『概要』で、この役職に関し、当時、フランスに林立していた諸アカデミーの内、「神を讃えるために作曲の責務を負う」人々について言及している。ライプニッツの真意は定かではないが、隠岐（2011）によれば、フランスでは、各種の職能集団を王権の権力構造に包摂するため、芸術を含めた技芸の庇護が積極的に行われた。絵画、建築、彫刻、演劇に従事する「才能あるもの」は後に「芸術家」というカテゴリーへ包摂された（同書、20f.を参照）。

<sup>15</sup> Cf. アリストテレス『自然学』III, 1, 200b 12 f.

<sup>16</sup> 『トマジウス宛書簡』1669/4/20(30)、A II, 1<sup>2</sup>, 25 : 「[...] 私は、まさしくデカルト派の一員であると申しましょう。ここで言及された哲学の改革者[ベーコン、ガッサンディ、ディグビー、ホーゲランド]にとって共通の規則とは、物体において、大きさ・形・運動を通じてしか何ものも説明されないということです。」ライプニッツが主に「改革者」の代表者としてあげるのは、ガリレオ・ベーコン・ガッサンディ・ホッブズ・デカルト・ディグビーらである。それぞれの自然学者・哲学者の時代分布と主義主張は異なるが、ライプニッツにとって、彼らの原則は共通するとみなされている。この中で引用した一節では、「改革者」に異動があるもの、ライプニッツの自然学の立場を顕著に表しており重要である。そのため、『ライプニッツ著作集』の翻訳と拙訳との違いについて略述しておきたい。上記引用の初めの文は「私自身に関していうと、私は決してデカルト主義者ではないと告白します。」と翻訳されている（K-II, 1, 30）。しかし、

以下に挙げる原文を参照すると、ライプニッツは反対の意味を主張していることが明らかである：「[...] me fateor nihil minus quam Cartesianum esse. Regulam illam omnibus istis philosophiae Restauratoribus communem teneo, nihil explicandum in corporibus, nisi per magnitudinem, figuram et motum.”

<sup>17</sup> 『科学史技術史事典』「技術」、弘文堂、1983 年

<sup>18</sup> Cf.『実体の本性と実体相互の交渉ならびに心身の結合についての新たな説』(1695) §10, GP IV, 482 ; K I-8, 82.

<sup>19</sup> 「技術」は、自然の探究の道具としてであれ、自然の模倣としてであれ、希少物、解剖学の施設、庭園や図書館と並び、人々へ展示されるべき対象として存在する。「技芸、希少物、解剖学のための部屋、現在とは別の仕方設計された薬局、完全な薬草園、動物園、つまり自然と技芸の劇場を設置し、あらゆる事物について生きた印象と認識を手にすること」が推奨される(『概要』『草稿 2』、A IV, 1, 540 ; K-II, 3, 328)。ライプニッツにおける展示施設全体の意義、特に「自然と人工の劇場」の概念については、ブレードキャンプ (2010) を参照されたい。

<sup>20</sup> Cf. Poser (1999, 108)

<sup>21</sup> Poser (1999) が、機械として挙げているのは、「生きた機械」としのモナドである。ライプニッツにとって、各々の個体が主体的で自律しつつ、相互に秩序だって機能している特徴を「時計」のメタファーで説明している(同書、106 を参照)。

<sup>22</sup> Poser (1999, 108)、長綱 (2011, 161) でも同じ点が強調されている。

<sup>23</sup> この点について、ライプニッツを含む同時代の自然学探究に対する「技術」の先行性が指摘されてきた。人文主義期に発達した技術者や職人らの「機械的技術」を、哲学者・自然学者・数学者らが学問上の手段として評価し、取り入れる機運が高まった。佐々木 (1992) は、この点に「近代科学が登場する歴史的基盤」を指定している(同書、476 を参照)。

## 文献表

### 一次文献と略記法

A : Gottfried Wilhelm Leibniz, *Sämtliche schriften und briefe*, Herausgegeben von der Berlin-Brandenburgische Akademie der Wissenschaften und der Akademie der Wissenschaften in Göttingen, Darmstadt / Leibzig / Berlin, 1923f.

[記号の後のローマ数字は系列を指し、次のアラビア数字はその巻数、さらにコンマの後のアラビア数字は頁数を指す。本論で扱った『自然法の諸基礎について』は、A VI, 1 に六つの草稿が収められている。アカデミー版の編集方針では、これら草稿群を指す上位番号の他、個々の草稿を指す下位番号が当てられている。邦訳では、初めから二つの草稿の題目が、それぞれ「覚書」、「研究」と訳し分けられている。本論では、邦訳のない草稿に言及する便宜上、全てアカデミー版の編集方針に従い、それぞれの草稿を下位番号で区別した。]

### 翻訳

Leibniz. 2003. *Frühe Schriften zum Naturrecht*, Lateinisch-Deutsch, Busche Hubertus (transl.), Felix Meiner Verlag.

———. 1994. *Le droit de la raison*, Sève René (transl.), J. Vrin.

———. [1969] 1976. *Philosophical papers and letters*, Loemker Leroy E. (transl.), 2nd edition, D. Reidel publishing company.

———. 2012. *Physique et métaphysique : Opuscules de jeunesse*, Violette René (transl.), Lambert-Lucas.

[本論中で扱った著作に近代語訳がある場合には、翻訳を適宜参照し、本文中には拙訳を用いた。]

K-II : 『ライプニッツ著作集 第 II 期』、酒井・佐々木編、工作舎、2015-2018

[本論中で扱った著作に邦訳がある場合には、一次文献の後に、上記略号、次のアラビア数字でその巻数、さらにコンマの後のアラビア数字で頁数を指した。]

## 二次文献

- De Buzon, Frédéric. 1995. "L'harmonie: métaphysique et phénoménalité" in: *Revue de Métaphysique et de Morale*, 1/ 1995, 95-120.
- Glowienka, Edward W. 2016. *Leibniz's Metaphysics of Harmony*, *Studia Leibnitiana* – Sonderhefte, 49, Franz Steiner Verlag.
- Naert, Émilienne. 1959. *Leibniz et la querelle du pur amour*, J. Vrin.
- Piro, Francesco. 1999. "Leibniz and ethics: the years 1669-72" in: *The young Leibniz and his philosophy (1646-76)*, Brown, Stuart (ed.), Kluwer Academic Publishers, 147-67.
- Poser, Hans. 1999. "Theoria cum praxi: Das Leibnizsche Akademiekonzept und die Technikwissenschaften," in: *Wissenschaft und Weltgestaltung : Internationales Symposium zum 350. Geburtstag von Gottfried Wilhelm Leibniz vom 9. bis 11. April 1996 in Leipzig*, K. Nowak, Kurt and Poser, Hans (eds.), G. Olms, 95-115.
- Rateau, Paul. 2008. *La question du mal chez Leibniz : fondements et élaboration de la théodicée*, Honoré Champion.
- Reily, Patrick. 1996. *Leibniz' universal jurisprudence –Justice as the charity of the wise–*, Harvard University Press.
- Robinet, André. 1994. *G. W. Leibniz: Le meilleur des mondes par la balance de l'Europe*, PUF.
- Wahl, Charlotte. 2019. "Naturwissenschaft und Akademiegedenke in Leibniz' Mainzer Zeit", in: *Leibniz in Mainz–Europäische Dimensionen der Mainzer Wirkungsperiod–*, Dingel, Irene/ Kempe Michael/ Li Wenchao (eds.), Vandenhoeck & Ruprecht, 209-236.
- エイトン・エリック・J. 1990. 『ライプニッツの普遍計画：バロックの天才の生涯』、渡辺・原・佐柳訳、工作舎。
- ブレーデカンブ・ホルスト. 2010. 『モナドの窓：ライプニッツの「自然と人工の劇場」』、原訳、産業図書。
- ロッシ・パオロ. 1989. 『哲学者と機械：近代初期における科学・技術・哲学』、伊藤訳、学術書房。
- 隠岐さや香. 2011. 『科学アカデミーと「有用な科学」ーフオントネルの夢からコンドルセのユートピアへー』、名古屋大学出版局。
- 佐々木力. 1992. 『近代学問理念の誕生』、岩波書店。
- 長綱啓典. 2011. 『ライプニッツにおける弁神論的思惟の根本動機』、晃洋書房。